

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 3 回専門委員会①

会 議 録

日時 令和 6 年 7 月 3 0 日（火） 1 6 時 0 0 分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会①

〔令和6年7月30日（火）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また大変暑い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

まず、委員の異動についてお知らせいたします。福岡市私立幼稚園 PTA 連合会会長の役職異動に伴いまして、高木委員に代わり、池本委員に新たにご就任をいただいております。よろしくお願いいたします。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員7名のうち5名にご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたします。

なお、本日は、金山委員が急なトラブルにより遅れてご出席のご予定となっております。また、門田副会長がご欠席となっております。

開会に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（現計画における主な取組や課題、施策強化の方向性等）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（素案）」、参考資料1「第2回専門委員会①における主な意見」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回、第2回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。

資料は以上でございますが、皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、これより先の進行は会長をお願いいたします。

議題

（会長）

はい、暑いところ、皆さん集まっていただきどうもありがとうございます。それでは、本日の議題に入らせていただきます。本日はお手元の会議の次第にありますとおり、議題といたしましては第6次福岡市子ども総合計画の素案について審議をさせていただくことになっております。限られ

た時間で、多くの皆様のご発言をいただきたいと思います。質問やご意見は、できる限り簡潔に発言をしていただきたいと思います。また、事務局からの説明につきましても、分かりやすく、簡潔によりしくお願いします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次福岡市子ども総合計画につきまして、これまで分野別に4つの専門委員会を設置し、現計画期間中の主な取組みや現状と主な課題、施策強化の方向性について、ご審議をいただいております。

資料1は、これまでの総括として、各専門委員会においてご審議いただいた内容の要旨を、現計画の3つの基本目標に沿って整理するとともに、社会情勢の変化や国の動きとして、一番下の枠囲みに、「少子化の進展」と「子どもの権利の尊重」の2つを特筆し、整理しております。既にご審議いただいた内容のまとめでございますが、こちらの内容を踏まえ、素案を作成しておりますので、説明は省略させていただきますが、他の専門委員会でご審議いただいた内容も記載しておりますので、よろしければご参照ください。

続きまして、お手元の資料2をお願いいたします。第6次子ども総合計画の素案につきまして、現在の検討内容をお示ししております。まず、左上の基本理念でございますが、福岡市では、平成12年、西暦2000年に最初の子ども総合計画を策定して以降、一貫して「子どもが夢を描けるまち」をめざすことを基本理念に掲げ、取組みを進めてまいりました。第6次計画においても、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念は踏襲したうえで、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在として、それぞれの権利や多様性が尊重され、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジし、自分らしく健やかに成長できるまちを目指してまいりたいと考えております。また、誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えるとともに、すべての子どものウェルビーイングの実現をめざして参りたいと考えており、これまでの専門委員会でのご審議を踏まえ、基本理念の説明の中に、子どもの権利や多様性、子どものウェルビーイングといったキーワードを新たに追加しております。

次に、施策を推進する上での「基本的視点」でございますが、社会情勢の変化や現状と主な課題などを踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えております。

視点1「すべての子どもの権利の尊重」につきましては、現計画に引き続き、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様な人格や個性を尊重しながら、一人ひとりの最善の利益を図りたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、権利の主体といったキーワードを説明に加えております。

視点2「すべての子ども・子育て家庭の支援」につきましても、現計画に引き続き、すべての子ども・若者・子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援してまいりたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、切れ目のない支援に加え、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援することを説明に加えております。

視点3「一人ひとりの視点に立った支援」につきましては、今回、新たに追加したいと考えている視点でございます。これまでのご審議や、こども基本法に基づき策定された国の「こども大綱」において、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが基本的方針の1つに掲げられていることなどを踏まえ、子ども・若者、保護者の視点に立ち、その意見を聴きながら、施策を構築・実施してまいりたいと考えております。

視点4「必要な人へ確実に届く支援」につきましては、現計画の視点の1つでございます「支援へのアクセス向上」を発展させたものでございます。こちら、これまでのご審議を踏まえ、支援が届きにくい状況にある子ども等を含め、様々な状況にあるすべての子ども・若者、子育て家庭へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施してまいりたいと考えております。

最後に、視点5「社会全体での支援」につきましては、現計画の視点4「地域や市民との共働」と視点5「社会全体での支援」を統合いたしまして、市民や事業者、地域、学校など、あらゆる主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援できるよう、取り組んでまいります。

以上が「基本的視点」でございまして、次に「施策体系」についてご説明いたします。まず、資料の左下で全体像をご説明した後、専門委員会①に関連する施策について、資料の右側でご説明いたします。

まず、全体像につきまして、現計画では、3つの基本目標に沿って、様々な施策を推進してまいりましたが、前回の専門委員会において、施策体系の見直しの方向性としてお示しのとおり、第6次計画では、こども基本法の施行や少子化の進展など、社会環境の大きな変化を踏まえ、社会全体で子どもを育む新たな目標を掲げることとし、目標1に「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」を掲げたいと考えております。こちらは、全年齢を対象に、社会全体で取り組む施策として、「子どもの権利の尊重と意見表明支援」、「社会全体で子育てを応援する環境づくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」につきましては、現計画の目標1をベースとしております。前回の専門委員会でご説明のとおり、これまでのご審議を踏まえ、対象を主に妊娠前から乳幼児期に拡大したうえで、「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」「相談支援体制と情報提供の充実」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標3「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」につきましては、現計画の目標2をベースとしております。主に学童期から青年期を対象とした施策として、「子どもの学び・体験機会の提供」、「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」を推進してまいりたいと考えております。

最後に、目標4「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」につきましては、現計画の目標3をベースとしております。全年齢を対象とした施策として、「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」「子どもの貧困対策」を推進してまいりたいと考えております。

以上、4つの目標と、12の施策を掲げ、子ども施策を総合的・計画的に推進してまいります。

次に専門委員会①に関連する施策につきまして、資料の右側で現在の検討内容を説明いたします。

まず、目標1の施策2「社会全体で子育てを応援する環境づくり」でございます。現状と課題として少子化の進展を挙げており、その背景として価値観の多様化や子育てにかかる負担、将来への不安、家事・育児が女性に偏っている状況、子育てしやすい社会環境などが複雑に絡み合っていることを挙げております。

それを踏まえ、子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた機運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、公共交通のバリアフリー化や子育てにかかる経済的負担の軽減など子育てを支援するまちづくり、通学路の安全確保や地域の防犯対策など子どもの安全を守る取組を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2の施策3「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」でございます。現状と課題として、少子化の背景の1つに晩産化があり、市の調査でも年齢的な理由で理想とする子どもの数を諦める声があることや、不妊に悩む人などから「早期に妊娠・出産の知識を得たかった」という声があること、また、産後ケアの利用者数が急増し、受け皿が不足していることを挙げております。

それを踏まえ、男女ともに早期から妊娠・出産・育児を考える機会の充実を図るプレコンセプションケアの推進や、不妊・不育に対する相談支援、産後ケアなどの支援を必要とする人が必要な時に受けられる体制づくりを含む産前・産後の支援、妊産婦・乳幼児への健診や未熟児等の医療費の助成など健康づくりと小児医療の推進を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」でございます。現状と課題として、保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じる一方、空きのある施設もあること、障がい児・医療的ケア児の受入れやこども誰でも通園制度など多様なニーズへの対応に加え、保育士配置基準の改善もあり全国的に保育人材が不足していることを挙げております。

それを踏まえ、保育所へのきめ細かな入所調整や保育需要に応じた受け皿確保を含む教育・保育の提供、保育人材の確保、多様なニーズへの対応、研修の実施などによる教育・保育の質の向上を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策5「相談支援体制と情報提供の充実」でございます。現状と課題として、子育てに不安や負担を感じる人が増加しており、しつけや食事、発育、発達など様々な悩みを抱えていること、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声もあることを挙げております。

それを踏まえ、子育ての不安や悩みの早期解消に向けた身近な相談窓口や交流・学びの場の提供、保護者のニーズを踏まえた情報提供やプッシュ型の情報発信など、情報提供の充実を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、目標4の施策9「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」でございます。現状と課題として、発達障がいへの社会的な理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数が増加し診断待ちが発生していること、また、福祉と教育の連携強化など切れ目のない支援が求められていることを挙げております。

それを踏まえ、障がいの早期発見と療育支援体制の充実、特別支援教育の推進、放課後等における支援の充実、発達障がい者支援センターにおけるライフステージを通じた切れ目のない支援など発達障がい児の支援、自立や社会参加に向けた相談支援を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

これまでの委員の方々のご意見を汲み入れていただいて、この素案ができていますけれども、今、説明をしていただきました資料のうち、特に資料2について審議をしていきたいと思えます。何かご意見等がありましたら、よろしくお願いします。審議時間は、一応1時間ございますので、何でも結構でございます。

今までの皆さんの現場の声が入っているというふうに思っておりますが、まだ素案の段階でありますので、まだまだこれから充実されてくると思いますが、いかがでしょうか。

どなたでも結構です。委員、よろしくお願いします。

(委員)

前回初めて参加させていただいて、そのとき気づいたことや考えたことが盛り込まれているように感じていて、非常に網羅的になっています。どこに力を入れるのかというのが逆に難しくなっていくと思いますけれども、必要な要素というのは結構入ったのではないかなと思っておりますので、今のところ特に意見はないです。

(会長)

今回初めて参加の委員はPTAの代表ということで、こういう場もなかなか大変だとは思いますが、ご自分で感じた思いとかご意見とかいかがでしょうか。

(委員)

専門委員会は今回で3回目ということで、1回目、2回目の流れが分からない状態に入ってきているので、そもそものところを言って良いのかどうか心配ですが、資料2などを見させていただいたなかで感じたことをお伝えできればと思っております。

まず、先ほど委員が言われていたとおり、いろいろな項目がたくさんあるので、本当にどこに力を入れていくのかというところが難しいのかなというふうには思うのですが、今、保護者として幼稚園に通わせている立場としては、支援を増やしていくためには、保育園の保育士や幼稚園の先生の負担が増えるのではないかと心配しています。保育人材の不足は全国的に言われていますので、今後どのように増やしていけるのかが気になりました。

今、子どもを認定こども園に通わせていますが、先生は保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っておられて、どちらも対応ができるという方が働かれていますけれども、そういった方は限られてくると思うんですね。なので、その人数を増やしていくことはなかなか難しい部分があるのではな

いかと感じていますが、いろいろな支援や対策をするにあたっては先生の人数の確保をということが出てくるのではないかと思います。

それから、全く話が変わるんですけども、子どもが欲しくても経済的な面でなかなかそこまで考えられないという状況が多いので少子化が進んでいるとは思いますが、子どもが欲しいと思う気持ちの面についても、何かできたら良いんじゃないかなと思いました。

妊婦だけではなく、子どもが欲しいと思っている方も、例えば幼稚園を見に行くことができたりするなど、子どもが欲しいと思える気持ちがもっと高まるようなこともできたら、子どもをもつことに対してより積極的に考えることができるのではないかなというふうに感じました。

もう1つ、自分の母親が民生委員をしております、民生委員の活動をしている中で、赤ちゃん訪問をする際になかなか連絡がつかないことが多いと聞いております。民生委員さんというのが1番身近な相談相手であるはずなんですけど、連絡が取れないということがとても多いので、その辺りがもう少しうまく回るように、民生委員が1番近くにいる相談者なんだよということを認識できるよう、もっと情報発信できたら良いのではないかと日々思っております。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。実際のお母さんからの意見として、とても良い意見をいただきました。親御さんとしては、大切な子どもを預けるときに、この先生の人数で安全に安心して預けられるのかということとはとても気になると思います。それについて、前回の専門委員会の中で、先生1人に対してお子さん25人っていうような基準のこともお聞きしましたが、改めて福岡市の現状はいかがでしょうか。

(事務局)

はい、指導監査課長でございます。

まず、幼稚園と保育所、それぞれの先生や保育士と、子どもの人数というところについては一定の決まりがございます。例えば、保育所で0歳児であれば3対1というように、年齢に応じた人数の決まりごとなどがございます。

委員がおっしゃったように保育士や幼稚園教諭の人材確保については、大きな課題と感じております。先ほどのお話にありました保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つ方もいらっしゃいますが、やはりどちらかのみをお持ちという方が大変多くいらっしゃる中で、福岡市では、それぞれもう一方の資格を取られる際の学校授業料やその方が保育・幼稚園の現場を離れて通学される際に代替の方を雇用される費用を支援するなどの取組みを行っているところです。

保育士や幼稚園教諭を目指す方が減っている状況もありますので、保育の人材確保について、今後ともできる取組みを皆様方と協議させていただきながら考えていきたいというところでございます。

(会長)

ありがとうございました。保育現場として、委員いかがでしょうか。委員からみて、もう少し人

材が欲しいのか、それとも十分足りているのか。それから、配置基準について、発達障がいなどの特別な支援を要する子どももいらっしゃいますが、保育士1人に対して何人というのはもう少し増やした方が良いとか、そういう現場の状況を教えていただけますか。

(委員)

そうですね、保育士の受け持つ子どもの人数の基準は年々良くなっているんですけども、現実として人手不足というのはすごくあります。でも、やはり私たち保育士としては、基準が改善されているということは、私たちの仕事に対しても、国や市がそのように目を向けて支援してくれているという気持ちが高まっているので、あとは、保育士になりたい、幼稚園の先生になりたいという気持ちを持てるよう、小さい頃から子どもと身近にふれあえるようになるとよいと思います。そういう取組みは、一時期はあったんですけど、だんだんと中学校の実習がなくなったりとか、今は少しずつ復活はしているようなんですけど、やはり子どもを身近に感じるというところについて、子どもの頃からそういった環境ができるようになれば、またちょっと変わっていくのかと思っています。

(会長)

自分の弟や妹など小さな子どものお世話をしたことがない若い人がすごく多いんですよね。だからなおさら現状が分からないっていうところがあるのかとも思います。

それから、「幼稚園とか保育所の先生方が園児を公園に連れてきているときに、すごく粗雑に子どもたちを扱っているのを見かけた。自分の子だったらこんなことはしないだろうに。」っていう話を市民の方から聞いたことがあります。もし人手不足であればですね、子育て経験がある人たちをヘルプに、ボランティアみたいな感じで入っていただくっていうことも良いのではないかと思います。「子育てが終わって、孫に会いたいんだけどなかなか会えない」とかね、そういう人たちを大いに活用できるような、そうするとジェネレーションギャップってそれほどないのではないかなということが私の意見なんですけれども。そういう方々が手を挙げてくれるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

指導監査課長でございます。

例えば保育現場で申し上げますと、必ず子ども何人に対して保育士の資格を持った人を何人配置しないといけないという決まりがございます。ただ、保育士じゃなくてもできるお仕事というのは、保育現場にもたくさんございまして、子育て支援員になる研修を受けていただいた方に、保育の周辺業務に携わっていただくとか、そういった場合の支援などに取り組んでいるところでございます。やはり保育士さんの負担軽減には、そういった方々の活用というのは非常に大事なことでございますので、今後ともそういったところも含めて取り組んでいきたいと思っています。

(会長)

はい、ぜひそういうふうな取り組みをお願いしたいなと思っています。

それから2点目が、出産したい、子どもを育てたいといった気持ちになれるようなきっかけづくりですね。保育園や幼稚園を自由に見学ができるとか、自由に訪問できるというようなオープンな取り組みは今のところどのような状況でしょうか。委員、いかがでしょう。今こういう取り組みがあるっていうお話はありますか。

(委員)

結構難しいですけど、例えば、園庭開放みたいな形で平日に来てもらうこととかは可能です。でも対象は親子にしている、他の施設でもそうだと思いますが、安全確保との兼ね合いという問題もあると思うんですよね。それと幼稚園の場合は、どうしても平日にやっているので、働かれている方が来ることは、逆に難しい状況にはあると思います。だけど、やろうと思えば、ウェルカムデーというのがあっても良いかと思いますし、学生でも実習に来る前の1年生とか2年生とか、その学科を選んだにもかかわらず仕事として幼稚園や保育園を選ばれない方も今出てきている状況の中で、やはり幼稚園の先生や保育士になりたいって思うためにはそういう人たちに来てもらうとか、そういう機会の作り方は十分できると思います。

保育園業界はどうなんですかね、土曜日とか。

(委員)

そうですね。うちも例えば交流とかするときにはだいたいほとんど平日です。職員も休みを取ったりするので、土曜日は子どもの人数に応じて職員を配置しているんですね。土曜日に何かそういう機会を作るということになれば、そこにまた配置はしていくんですけど。

ちょっとお話は変わりますが、うちも例えばシルバー人材センターの方とかに来ていただいて、朝の早出の時間とか夕方とか、お掃除を手伝ってもらったりすることもあります。たまたまですが、元保育士という方もいらっしゃるって、子どもたちも保育士と違う形で甘えたりはしているので、そういう取り組みも大事だと改めて思っているところです。

(会長)

大学はオープンキャンパスをやって、大学の施設や勉強の様子、学生が活動しているキャンパスライフなどを見ていただくことで、この大学に入りたいと思ってもらうようなやり方もありますので、保育園も幼稚園もオープンデーみたいなことを年に1回でもやると、また違うかもしれないですね。今後、考えていただければと思います。

それから民生委員が一生懸命やってくださっている中で、なかなか連絡が取れないということがあるという件に関しましては、何かご意見ありますでしょうか。

(事務局)

こども健やか課長でございます。民生委員と子育て家庭をつなぐ事業としては、今、子育て安心サポート事業というものをやっております、これは生後4か月から1歳未満のお子さんがある家

庭のうち、希望する方に対して、日時を決めて民生委員、児童委員に訪問していただいて、その時にお祝いの品として間伐材を使った積み木をお渡ししたり、地域の子育て情報をお伝えしたりして、必要に応じて相談に乗っていただくというようなことをやっております。

コロナ下で、令和2年から一時期中止されていた時期があって、令和6年2月からまた再開しておりますが、中止以前はいきなり訪問という形をしていたので、やっぱり不在であったりとか、訪問拒否があったりというような問題がありました。

再開にあたりまして、民生委員の負担も少なくなるということもありますので、訪問を希望される方にあらかじめ日時のアポイントをとる形に変えて、現在やっております。

(会長)

アポイントメントをとるというのは良いかもしれないですね。産後のお母さんというのは、外から人が入ってくるのがとても嫌なんです。家の中は散らかっている、何を言われるか分からない。それから、出産して退院するときにいろんな退院指導があるんですが、その情報と民生委員の指導が全く違うから、もうノーサンキューという感じの方が圧倒的に、都会になればなるほど多いと思います。だから、アポイントメントは良いかと思いました。

それから、コロナ下で訪問できず、家庭の状況がチェックできないということがあったと思います。虐待やDVということも、訪問することによってある程度分かるんですよね。そういうところで、民生委員の情報はすごく重要になると思います。

この件について、委員から何かございませんでしょうか。

(委員)

そうですね。やはりコロナ下で目が届きにくくなっている部分がありましたので、ワクチン接種で小児科に来られた際に、お母さんの様子だとか、子どもの発育具合だとか、皮膚に痣がないかとか、そういうことはチェックするようにはしています。ただ、そういう家庭は小児科に来ない、来るタイミングが遅くなるということもありますので、その辺はちょっと気をつけないといけないなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。委員、いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。そうですね、コロナ下で訪問できていなかったという話も直接聞いて知っていますが、プラス現在の状況というところで、やはり子ども会に入らない、町内会に入らないという方とは全く関わりを持てないという状況があって、民生委員として動きにくい一因になっているということも併せてお伝えしたいと思います。

いろいろな対策を考えられていて、アポイントというところで今後もっとやりやすくなっていくと思うので、支援をより密にできるようになっていくと良いかなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。それから、7月1日からこども誰でも通園制度が開始されていますが、委員、その件に関して何かありますでしょうか。

(委員)

こども誰でも通園制度を実施している園からの情報では、家庭の中だけで子育てをするといういろいろな不安を持つこともあって、そんな方が保育所に来ることで、子育てのやり方などを知る機会にもなり、お母さんたちに少しずつ変化というか、やっぱり表情が変わってきたというところは聞きます。

それで、だんだん慣れてきて、将来的に保育所に入ろうかというような、保育園への入園を考えるきっかけにもなっているそうです。こういう制度ができたことで、少しずつ社会とのつながりを持てるようになっていないかと思います。

(委員)

他都市の状況を聞くと、やっぱり制度の構造的なところとして、保育園でやる場合は、空き定員が出たところに入っていけば良いんですけども、幼稚園で新たに事業を始めるときは、職員をさらに配置して実施することになるので、結果的に全くコストが合わない。経営的な面で事業として成り立たないということを、既に始められているところはおっしゃっていましたね。

福岡市とも今、いろいろなお話をさせていただいているんですけども、0歳から2歳の時に家庭での保育にウェイトを置かれているご家庭の多くは、幼稚園とのつながりを持つ方が形の上では自然ではないかと思っています。そういった方の多くは幼稚園への入園を想定されているので、そこの間で何らかのつながりを持てるようなことにウェイトを上げていけば良いのかなと思っています。

ただ、困った時に飛び込める制度というのは、それなりのニーズがあるとは思っているのですが、様々な捉え方で、困っているご家庭に対する相談機能やサポート機能の持ち方というのを考えていけたらと思います。

今はまだ試行期間で、幼稚園の中での実現に関して国に対する提言とかを始めている段階です。まだこれからの制度であって、趣旨とか必要なところをどう捉えるかという段階なので、本質的に必要なところを考えていければと思っています。

(会長)

ありがとうございます。スタートしてまだやっと1か月たったばかりなんですけど、市の方には何か情報は入っていますか。

(事務局)

事業調整課長でございます。ご紹介いただいたとおり、福岡市におきましては、こども誰でも通

園制度を7月1日から開始したところでございます。市内で33施設ございまして、定員の空きや余裕がある部屋を活用して、就労要件を問わずに保育園や幼稚園で預かりを行うという新たな子育て支援制度でして、現在500名強の人が利用しているところでございます。

利用者は日々増えていまして、「今は生後4か月だけど、生後6か月になったら利用したい」という方や「福岡市内に引っ越して利用したい」という方もいらっしゃいます。

利用者の状況を見ますと、孤立している家庭、子どもとの関わり方に悩んでいると思われる家庭もいらっしゃいます。具体的に言うと、食事の面とかで、離乳食の作り方が分からずに、例えば1歳になり、固形食を食べられるはずなのに柔らかい食事ばかりであるとか、炭水化物ばかりであるとか、ミルクをいつまでもあげているだとか。1人で悩んでいるような家庭が通園することでそれが分かるというような状況があります。そういう家庭に保育士や幼稚園教諭が食事や遊び方、接し方などをアドバイスしており、子どもの発達にも寄与する事業であると思っています。

まだ開始から1か月ですが子育て支援に効果があると思っており、保護者の感謝の声も大きいと事業者から聞いているところでございます。以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございました。今、発達が気になる子どもが増えていますが、何かそこに関して、あまり社会と交流できていなかったりとか、そういう部分で何か感じることはありますでしょうか。

(委員)

発達障がいのある子は、偏食の子が多いです。食べさせようとしても食べない、これしか食べない、ということがあります。

食事のことについて言うと、4か月児健診の時には必ず、「もうそろそろ離乳食の時期だから心づもりをしてください。離乳食の本を1冊で良いから買ってください。」と言って私は指導しています。

また、10か月児健診の時に、どの食材を食べさせているかチェックしています。まだ卵をあげていませんとか、魚を与えていませんなどの状況をチェックできますので、指導をしています。

食事に関連してですが、資料1の目標3に、現計画期間中の主な取組みとして、「様々な困難を抱える子どもや家庭を支援」のところに食事の提供とありますけれども、先日、横浜で子どもを預かるところで食事を提供し始めたというニュースがありました。

貧困家庭は、夏休みになると給食がなくなって低栄養になってしまうため、恐らくそこを何とかしようとして始まったのではないかなと思いますが、福岡市でもそのようなことを始める用意があるのかをお聞きしたいんですけれども。

(会長)

今の委員のご質問なんですけれども、何か情報がありましたらお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。福岡市でそうした取組みは、現時点ではないんですけれども、子ども食堂に対する助成を拡充しておりまして、地域の中でNPOなどの取組みが活発になるよう後押しをしているところでございます。

(会長)

子ども食堂は毎日開かれているのでしょうか。夏休み期間中はどうか。

(事務局)

子ども食堂によって異なりますけれども、週に何日かというところが多いのではないかと思います。

(会長)

夏休みは子どもにとっては本当に大変だと思っています。いろんな方面から考えていただければと思います。

(委員)

医療面から少し気づいたことについて、ご質問やコメントをさせていただければと思います。

病児・病後児デイケアの受け皿が足りないというお話がありましたが、病児・病後児デイケアではなく、入院が必要な場合のことについてなんです、保護者が付き添いで疲れてしまっているんですね。

建前としては、病院は完全看護になっていますけれども、実際はとてもそのようなことはできず、やはり親が付き添わないといけなくて、仕事を休まないといけないということもありますし、例えば精神疾患がある保護者だと、常に子どもに付き添うことで保護者側の体調が悪くなってしまうという場合もあります。

入院したときの、例えば昼間の母親の付き添いをカバーするようなシステムがなんとかできないかと思っております。病院側の考え方もあり難しいかもしれませんが、少し検討していただければと思います。

2点目は、産前・産後の支援ということで、小児科では、ペリネイタルビジットというのをやっているんですが、なかなか産婦人科からの紹介数が増えていません。

この度、1か月児健診が助成対象となりまして、今まではほとんどが産婦人科で産婦健診と1か月児健診をしている状況だったのですが、それが助成されるようになりますし、1か月児健診をやって終わりではなくて、その後、育児不安が大きい方たちの伴走型の健診の始まりにしてもらう仕組みとなっていますので、小児科医も関わりたいと思っています。

これを医師会が委託として始める場合は恐らく手挙げになるとと思いますので、産婦人科は恐らく手を挙げられると思いますけれども、小児科も手を挙げていただいて、産婦人科でもできるし、ご希望があれば小児科で1か月児健診を受けていただくような伴走型の健診を始めたいと思います。

3点目は、プレコンセプションケアのところで、「早期に妊娠・出産の知識を得たかった」ということがあるんですけども、小学校で「いのちの授業」というのをされていて、産婦人科の先生や助産師が、生と性を教えているそうです。それをすることによって、もちろん妊娠・出産の知識も得ますし、それから子ども自身の自己肯定感が上がるんです。小学校高学年の子は、自分が生まれてきてよかったんだろうかと思っている子も多くて、これをするによって、私は大切な存在なんだということに気づくことにもなります。こういったことは今、福岡市でもされているのでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。教育委員会は本日出席しておりませんが、授業でそうした取組みをしていると聞いています。

(委員)

ぜひ広めていっていただきたいと思います。

最後は、未熟児や障がい児ももちろん大変ですけども、多胎はものすごく大変なんですね。同時に2人育てなければならないので、そちらの支援もぜひ充実させていただければと思います。以上です。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。ペリネイタルビジットが十分に、まだ小児科の方ができていないですか。

(委員)

小児科は受け手ですので、産婦人科から紹介されないと来られないですね。

(会長)

でもこれ、2、30年前くらいからやってますよね。

(委員)

全国的にみても、うまくいっているところは少ないんです。大分や北九州など、いくつかの自治体では行政の支援も入って、やられ始めていますが、やはり産婦人科も小児科も時間的労力的な負担があり、そこで産婦人科が紹介するのをためらっているところもあると思います。

(会長)

でもお母さんにとっては、生まれてからは小児科の先生にずっとケアしてもらうので、やはり妊娠中とかに小児科の先生に会うという顔つなぎは、お母さんにとってとても安心につながるかと思っています。

(委員)

特に初産の方からは、実際に来られるとすごく来てよかった、話ができてよかったという声を聞くんですけども、数を見ると、なかなか進んでいっていないと思います。

例えば小児科医が産婦人科の母親学級に行って講義をすとか、保健所での母親教室があるかと思いますがけれども、そこに小児科医が行って話をすとか、個別ではなく多対一になりますけれども、そのような取組みも並行して始めても良いのではないかと思います。

(会長)

その点も、もしよろしければまた考慮していただければと思います。

それから、プレコンセプションケアの「いのちの授業」なんですけれども、これはずっと前に、学校の垣根を越えて私たち助産師が学校で授業をできるようになり、今も少しずつやっているところ です。

福岡市の助産師会が中心になってやっているのに加えて、看護大学の教員が周辺の小学校、幼稚園などでもやっている状況です。子どもたちが自己肯定感をもつことは大事で、基本理念のところに、「かけがえのない存在」ということを入れてくださったのはとてもよいと思いますし、そういう教育・指導を「いのちの授業」の中でもやっています。

それから多胎の支援というのはすごく重要で、やはり子どもが1人プラスになりますから、本当に大変な状況になりますので、その点も考慮していただければというふうに思います。

「施策5 相談支援体制や情報提供の充実」というところがあるんですけど、この相談支援体制を伴走型相談支援体制というふうに文言を入れていただくと、先ほど委員の伴走型という意見がすごくぴったりと入っていくのではないかと思います。

それから、基本理念のところについてですが、ここはすごく良い文言が入っていて、かけがえのない存在とか、子どもの権利や多様性が尊重されるとか、それから、自分らしく健やかに成長できるまちを目指すというふうなところが子どものウェルビーイングなのかと思いますけど。今、いろんなところでウェルビーイングという言葉がよく出てきていて、子どものウェルビーイングって何なのかと、定義を示していただいた方が良いかと思ったんですが、定義はされているのでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。ちょっと固い表現ですが、国のこども大綱では、「全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」がウェルビーイングとされています。

(会長)

こども大綱にもう明文化されているんですね。分かりました。

そうしましたら、例えば資料1に「少子化の進展」というのがありますが、その要因・背景にそ

ういった定義を入れていただいたら良いのかと思いました。

人間としてのウェルビーイングというのはWHOが示していますけれども、子どものウェルビーイングとはどういうものだろうと思いましたので、よろしくお願いします。

(事務局)

確かに難しい言葉でございますので、計画の中でそういったものを分かりやすく解説するようなところを作れたらと思いました。

(会長)

大学生のウェルビーイングというのもあるんですよ。例えば会社のウェルビーイングとか、社会人のウェルビーイングとか、今、ウェルビーイングがすごくもてはやされていて。多様性とかいろいろなものが包含されているので、すごく使われている。

だから、子どものウェルビーイングってどういうことなのかという定義を皆さんが見て、なるほどねってなれるところがあると良いと思いました。

この基本理念の「すべての子どもが夢を描けるまちを目指して」は、すごくキャッチフレーズとしては素晴らしいと思いました。

では、委員どうぞ。

(委員)

社会全体で子育て家庭を応援するということですが、市民一人ひとりがそれを認識してみたいなニュアンスがあるとよいと思います。行政と子育て家庭の関係だけではなく、市民一人ひとりがこの問題の大切さを感じられるようなニュアンス。一人ひとり違ってみんな大変ということをちゃんと認識して関わる必要があるだよということで、市民一人ひとりに関わりが生まれるようなメッセージをどこかに掲げていただければと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。今ご指摘があったところで申し上げますと、まさに「視点5 社会全体での支援」で、市民を含め、それぞれが役割を果たしながらというところで、おっしゃっていただいた内容が分かりやすく表現できるように工夫したいと思います。

(会長)

昔は隣近所みんなで子どもを育てていたんですよ。今、核家族化が進んで、親が自分たちだけで子どもと対峙しなければならない。これは子どもにとっても親にとってもすごく辛いんです。

だから、先ほども言いましたけれども、子育てを終えたシニアの人たちがヘルプできるような、まち全体で子育てをすとか、子どもを育てるだけではなくて親を育てる、そういった姿勢でやっていくことがすごく大事ではないかと思っています。

特に1人で住んでいらっしゃるシニアの方はすごく多いです、そういう方々がまちに出ていく

ことはすごく大事。お子さんをヘルプする役割は、とても嬉しいと思うんですよね。だからそういうところにどんどん活用をしていく、そしてまち全体が潤うような、みんなで一緒に子育てをする、親育てをする、そういうまちをつくるのがすごく大事かと思いました。そういうところも検討していただければというふうに思います。

その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。委員から、入院したときの保護者の付き添いのお話が出ましたが、こども発達支援課で所管しております医療的ケア児レスパイト事業というものがございまして、これは医療的ケアが必要な子どもについて、医療で対応できない時間帯に訪問看護師を派遣するものですけれども、このレスパイト事業は入院時は使えないということになっております。実際、医療的ケア児を育てている保護者から、入院時の付き添いに使えないだろうかというご相談を受けたこともございまして、いろいろと調べましたが、入院時の患者さんへの看護に関しては、その病院のスタッフが行うべきということが法律で決まっております、外部からの提供はできない状況がございます。

昨年度、入院が必要な子どもを育てている、またそのご経験をした保護者たちの会が、厚生労働省に要望書などを提出しており、国も課題として認識されているところではあると思いますけれども、自治体としましては、国がどのように判断されるかというところを待っている状態です。

(委員)

ご説明ありがとうございます。ちょっと確認させていただきたいのですが、それは入院したときに訪問看護の看護師が入って看護をするという意味ですか。

(事務局)

医療的ケア児レスパイト事業というのが、訪問看護師の派遣ですので、在宅の方向けのものになります。入院時は使えません。

(委員)

もちろん看護はその病院の看護師がするんですけれども、昼間、親が抜けるときの付き添いとして、看護師ではなく付き添い者を派遣することはできないかと思っています。

(事務局)

医療的な部分の詳細は分かりかねますが、保健医療局にも確認をいたしまして、現状では難しいということは聞いております。

(会長)

入院の付き添い中に、例えば1時間でもお母さん方が1人になれるような時間って非常に大事で

すよね。私も以前、病院の前でお母さんが屈んでタバコを吸っているのを見かけて、なんでだろうとすごく反発する気持ちがありました。でも親にしてみたら、付き添いに疲れて精神的に追い詰められている、そういうことって結構あるんだとだんだん分かってきました。こういったお母さんたちのメンタルヘルスのために、1時間でも良いから、自分1人でお茶を飲む時間などを作ってあげることが本当に必要だとすごく感じました。そういう中で、誰かが1時間ぐらい見てあげられるような事業も必要かと思いますので、頭の隅に入れて考慮していただければと思います。

(事務局)

課題としては認識しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、法律や国の考え方がまずあってというところにはなりますので、昨年度の要望を受けて国でどういうご判断をされるか、注視していきたいと考えているところでございます。

(会長)

国でもいろいろな法律改正はありますので、だんだんと変わってくるのかと思いますし、良い方向に行けば良いと思います。

はい、それではよろしいですかね。

今日もまた現場の声をたくさんお聞きすることができました。今日、皆様にご審議いただきました、この資料1、資料2に関しまして、今日の段階では事務局案の通りとしていただき、またそれにプラスして、今日の意見を取り入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

では、本日予定しておりました議題は終了いたしました。そのほか何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、これを持ちまして 本日の審議を終了したいと思います。ありがとうございます。それでは、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いします。

閉会

(事務局)

会長、委員の皆様、本日は熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。まず、今後の進め方でございますけれども、第1回の専門委員会でご説明のとおり、専門委員会は本日の第3回をもって一旦終了とさせていただきます。今後は8月29日に予定をしております、こども・子育て審議会総会におきまして、本日いただいたご意見を踏まえた修正などを行いつつ、他の専門委員会の内容も含めた素案全体をお示しさせていただきますので、改めましてご審議をお願いいたします。

それから、本日の会議につきましては、会議録を作成し公表することとなっております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日事務局よりメールまたは郵便でお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた資料のご提出が

お済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付をお願いいたします。また、本日お配りした資料は、ご不要でございましたらそのまま机の上に置いてお帰りください。

それでは、これをもちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会